

# 宮古島市「食」の自立支援事業受託事業者募集要項

## ■ 事業の概要

この事業は、在宅のひとり暮らし高齢者等の居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、併せて、利用者の安否を確認することによって、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する。

## 1 募集の趣旨

宮古島市では、地域高齢者等の必要な栄養バランスに配慮した食事を提供できる事業者を募集したいと思います（特別食等）。利用者の選択の幅を拡げることにより本市の「食」の自立支援事業（以下「支援事業」という。）の充実を図る。

## 2 支援事業の内容

### (1)食事の受け渡し方法

特別な事情や事前連絡のある場合を除き、利用者宅へ訪問し、利用者本人に手渡しする。

### (2)配達時間

おおむね午前10時半から正午12時までとする。

### (3)配食実施日・回数

月曜から金曜日までの週3回以内の昼食（ただし、年末年始、祝祭日、自然災害警報等が発令され、配食が困難と市長が認めるときを除く。）

### (4)安否の確認

利用者の安否確認を行い、異常を発見した場合は、すみやかに関係機関等へ連絡を行う。（不在や施錠されている場合も連絡を行う。）

### (5)配食サービスチケットの回収

弁当と引き替えに、利用者負担分として「配食サービスチケット」を回収する。

## 3 応募の条件

支援事業に対して意欲を有し、かつ目的を十分に理解している事業者であって、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 宮古島市内に活動拠点となる事業所を有し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者
- (2) 栄養バランスのとれた食事の提供ができ、高齢者の特性に配慮した献立、調理、味付けに対応できる事業者
- (3) 10:30から12:00の配達時間内に配食可能な事業者
- (4) 宮古島市に税の滞納がない事業者

## 4 配達地域

宮古島市全域を対象とする。

## 5 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

## 6 委託料及び利用者負担

(1) 委託料（配食時の安否確認および配達にかかる諸費用含む）

一食につき950円 ※ 消費税含む

(2) 利用者負担金

課税者は、1食につき400円 非課税者は、1食につき300円

※配食サービスチケット、口座引き落とし、納付書で支払い。

## 7 募集要項配布

期 間：令和4年6月15日(水)から30日(木)まで

場 所：宮古島市役所 高齢者支援課 生活支援係

(1) 今回は、事業説明会を開催しない。

(2) 担当より事業内容の説明を受け必要事項の確認すること。

## 8 宮古島市「食」の自立支援事業受託に関する説明会（実施なし）

## 9 質 問

質問票により、FAXで行う。

電話や窓口での口頭による質問は受付けない。

回答については、参加する事業者すべてFAXにて、すみやかに通知するものとする。

受 付 期 間：令和4年6月24日（金）迄

## 10 提案書および応募手続き

(1) 提案書類

ア 宮古島市「食」の自立支援事業提案書(様式1)

イ 調理業務の体制・献立作成（様式2）

ウ 担当予定者の経験及び資格(様式3) ※資格証の写しも提出すること。

エ 高齢者向け配食利用者に対する対応について（様式4）

オ 配達体制(様式5)

カ 安否確認体制(様式6)

キ 緊急時の体制(様式7)

ク 事業所概要及び組織図(形式自由)

ケ 食品営業許可証の写し

コ 1週間の予定献立表及びサンプル写真(形式自由)

（外部委託の場合は、委託者のウの書類も提出）

サ 完納証明書（事業所と代表者個人の2点）

(2) 応募手続き

提案書類を令和4年6月24日(金)から令和4年6月30日(木)までに宮古島市役所高齢者支援課へ持参または郵送により提出すること。提出期限日の午後5時00分必着とする。(持参も郵送も両方)

(3) 提出部数

原本を1部、コピーを8部提出

※該当書類一式をA4判左2点穴あけ綴りとして提出すること。

11 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

①提出された提案書類等に基づき、宮古島市「食」の自立支援事業受託事業者選定委員会において審査の上、事業者を選定する。

②選定にあたっては、公募事業者ごとに口頭による内容説明(プレゼンテーション・ヒアリング)を行う。

プレゼンテーション・ヒアリングは7月を予定。

※詳細は、応募締切日以降連絡を行う。

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、各応募者に対して個別通知を行う。

12 その他

(1) 本支援事業の利用にあたっては、利用者が、配食可能日や食事内容等から事業者選択するものであるため、事業者により受注量の差が生じることを承知願います。

(2) 申請に関する費用は、すべて事業者の負担とする。

(3) 虚偽の記載をした場合または重大な不備があった場合は、無効とする。

(4) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 提出された提案書類等の返却は行わない。

13 応募に関する問合せ先

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 福祉部 高齢者支援課

生活支援係 (担当:幸地)

電話:0980-73-1964 (内線2520)

FAX:0980-73-1965

Eメール:2115.yuya@city.miyakojima.lg.jp